

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等	
2. 都道府県名	福岡県	
3. 市区町村名	大木町	
4. 届出番号	6	
5. 独自利用事務の事例番号	113-4-1(2)	
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.ooki.lg.jp/soshiki/somu/1/2/tokuteihogohyouka/1492499639224.html	

執行機関名 大木町長

知事等(教育委員会)が行う幼稚園就園奨励費の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大木町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成23年大木町告示第93号)による補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第5項中大木町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成23年大木町告示第93号)による補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	大木町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成23年大木町告示第93号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって <u>教育の機会均等</u> に寄与することを目的とする。	第1条 この告示は、 <u>私立幼稚園の設置者</u> が保育料等の減免をする場合に、当該私立幼稚園の設置者に対し、大木町が行う私立幼稚園奨励費補助金を交付することにより、 <u>幼児の就園を奨励し、幼稚園教育の振興</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		大木町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱(平成23年大木町告示第93号)